

# 防府市駅周辺まちづくり協議会設置要綱

令和2年4月21日制定

## (設置)

第1条 防府市中心部のまちづくりに関する課題について意見を求め、本市の施策について検討するため、防府市駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 防府市中心部のまちづくりに関する事項
- (2) 防府市中心部の公共施設の再編等に関する事項
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第2条 協議会は、委員17人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

2 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等の代表者
- (3) 公募又はこれに準ずる方法で選任された者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、それぞれ、委員の互選により選任する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 第2条第2項第2号に掲げる委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得

て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、防府市総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。